

住まいる

火災／総合



備えの種を
まこう。

NOSAIの 建物共済

- このパンフレットは「住まいる」（NOSAIが実施する建物火災共済・総合共済の愛称）の契約概要やお申込に際してご注意いただきたい説明情報またご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- 本パンフレットはご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物火災共済・建物総合共済約款をご参照ください。約款は、[NOSAI埼玉ホームページ](#)にてご覧になることができます。紙の約款をご希望の方は、管轄する支所までご連絡ください。

加入申込書への署名は、本パンフレットの説明確認を兼ねております。



安心のネットワーク

NOSAI 埼玉県農業共済組合

2024.4

補償の種類

※ご契約内容確認欄②事項

火災共済

火災事故等による損害を補償します。
1棟ごとに建物・家具類・小農具等合わせて
6,000万円まで加入できます。

総合共済

火災事故等に加え、**自然災害による損害**を補償します。
1棟ごとに建物・家具類・小農具等合わせて
4,000万円まで加入できます。

1棟ごとに火災共済・総合共済あわせて1億円までご加入いただけます。

※ただし、建物・家具類等の評価額を上限とします。

総合共済 対象事故

※総合共済への加入の場合、火災共済対象事故は含まれます。

火災共済

対象事故

外部からの物体の落下・
飛来・衝突・接触又は倒壊
建物内部での車両の衝突・
接触



火災



消火活動や給排水設備に
生じた事故による

水濡れ



落雷



盗難によって生じた
き損・汚損

盗難品は除きます。



破裂・爆発



騒じょう・集団行動



水害

ただし、老朽化による
雨漏りなどは除きます。



竜巻・風害



雪害



土砂崩れ・その他 の自然災害



地震・津波



噴火



地震・噴火等による損害の補償

- 加入金額の50%が支払い限度となります。
- 損害共済金は、建物については、再建築価額の5%以上の損害があったとき、家具類及び小農具等については、再取得価額の70%以上の損害があるとき、それぞれ支払い対象となります。
- 特別費用共済金、臨時費用担保特約、および残存物取片付け費用共済金は支払い対象外となります。

地震・噴火等を除く自然災害について、損害割合が80%未満の場合は、損害額から再建築価額の5%または1万円のいずれか小さい額を差し引きます。

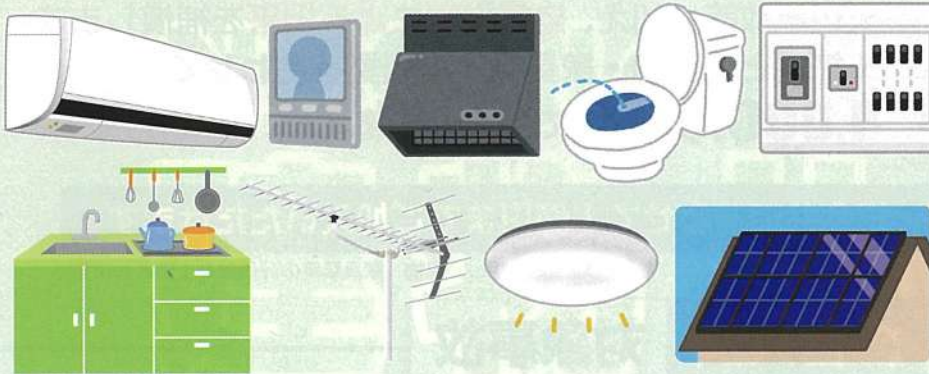
※詳しくは約款をご覧ください。

共済目的

※ご契約内容確認欄④事項

建物

建物や附属設備以外でも、門・垣・塀・その他の工作物（カーポートや穀物用乾燥機、農業用保冷库などの固定されている特定設備など）についても共済目的に含めるかどうか、お選びいただけます。



建物に含まれるもの (固定されているもの)

ボイラー・エアコン・インターホン・換気扇・洗浄機能付便座・ブレーカー・システムキッチン・アンテナ・照明器具・ソーラーシステム・給湯器ほか

※門・垣・塀・その他の工作物を含める場合は、組合までご連絡ください。

家具類

建物内にある家具類について補償します。落雷事故などにより損害を受けることもありますので、建物と併せての加入をおすすめします。



家具類に含まれるもの (移動可能なもの)

電話機・ファクシミリ・テレビ・パソコン・洗濯機・乾燥機・電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・ゲーム機ほか

※家具類のみの加入はできません。
※営業用什器・備品は含まれません。

◎かま・くわ等の農具は「小農具」として加入できます。

落雷事故が多発しています！



●大切な家具類等も併せて加入しましょう。

全ての家具類を補償しますので、価値に見合った額での加入をおすすめします。

家具類評価額の標準額 (住宅面積は、居住用に供する部分の延べ面積です)

※ご契約内容確認欄⑦事項

人数	世帯合計		単身	2人		3人	
	大人の人数			1人	2人	1人	2人
住宅面積	66㎡未満 (20坪未満)		860	930	1,030	960	1,060
	66㎡以上～132㎡未満 (20坪以上～40坪未満)		920	990	1,230	1,080	1,250
	132㎡以上～231㎡未満 (40坪以上～70坪未満)		1,120	1,190	1,340	1,260	1,410
	231㎡以上 (70坪以上)		1,340	1,410	1,590	1,470	1,660

◎大人とは、18歳以上の世帯員を言います。ただし、学生は含みません。
◎大人の人数が5人を超える場合は、大人1人増えるごとに、220万円を加算してください。

※大人のいない住宅の場合、家具類の評価額はありません。

評価額計算例

木造2階建て（延床面積：117㎡（約35坪））

夫婦 長男（22歳会社員） 長女（大学生）



の4人家族で住んでいる住宅の場合

住宅の評価額

下記の「用途別の建物評価額の標準額」を参照

17.1万円（1㎡あたりの単価）



117㎡（延床面積）



約2,000万円

家具の評価額

下記の「家具類評価額の標準額」を参照

各条件をあてはめ、評価額を決定します。この条件の場合

1,600万円
（家具の評価額）

※面積は延床面積になります。

となります。

この住宅の評価額

2,000万円
（住宅の評価額）



1,600万円
（家具の評価額）



3,600万円
（加入限度額）

この住宅の評価額（加入限度額）は3,600万円となります。

用途別の建物評価額の標準額

※ご契約内容確認欄の事項

単価表 ※木造の場合

（単位：万円）

用途	㎡あたり単価	坪あたり単価	用途	㎡あたり単価	坪あたり単価
住宅	17.1	56.43	アパート・マンション	15.3	50.49
納屋・農作業場	5.4	17.82	牛舎A（注1）	16.2	53.46
土蔵	21.6	71.28	牛舎B（注2）	9.9	32.67
倉庫・加工場	9.0	29.70	牛舎C（注3）	4.5	14.85
店舗	16.2	53.46	畜舎	2.7	8.91
事務所・公民館等	15.3	50.49	堆肥舎	5.4	17.82

（注1）牛舎Aとは、搾乳舎（パーラー室、機械室、牛乳処理室、事務所）等をいう。
（注2）牛舎Bとは、ストール牛舎、スタンション牛舎、分娩・育成牛等をいう。
（注3）牛舎Cとは、フリーストール牛舎、追い込み式牛舎、待機場等をいう。

※坪あたり単価は [㎡あたり単価] × 3.3 で計算しています。
※木造以外の建物評価額は、最寄りの支所へお問い合わせください。

（単位：万円）

3人	4人				5人以上			
	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人
1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

共済金支払例

※ご契約内容確認欄③事項

※算出した損害共済金が加入金額を超える場合、加入金額が上限となります。

火災等の場合（総合共済・火災共済 共通）

◆加入金額が再建築価額の80%以上の場合

損害共済金 = 損害額

◆それ以外の場合

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{再建築価額} \times 80\%}$

再建築価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	計算	損害共済金
2,000万円	2,000万円	→	2,000万円
	1,000万円	→	1,000万円

自然災害の場合（総合共済のみ）

…… 風水害・雪害・土砂崩れなどによる損害の場合 ……

◆全損の場合

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{再建築価額}}$

◆それ以外の場合

損害共済金 = 損害額 - $\frac{\text{再建築価額の5\%}}{\text{または}} - 1\text{万円}$ × $\frac{\text{加入金額}}{\text{再建築価額}}$
どちらか低い方

再建築価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	計算	損害共済金
1,500万円	1,000万円	→	約749万円

★損害額が1万円または評価額の5%のいずれか低い金額を超える損害部分について補償します。

…… 地震・噴火等による損害の場合 ……

損害共済金 = 損害額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{再建築価額}} \times 50\%$

再建築価額が2,000万円の場合

損害額	加入金額	計算	損害共済金
2,000万円	2,000万円	→	1,000万円
	1,000万円	→	500万円

★建物の損害については、建物の再建築価額の5%以上の損害がある場合に補償します。

★家具類の損害については、その建物に収容する家具類の再建築価額の70%以上の損害がある場合に補償します。

各種費用共済金

損害共済金に加え、下記の条件により、下記の各種費用共済金を加えて、お支払いします。

★臨時費用共済金は、臨時費用担保特約付帯時にお支払いします。（5ページ参照）

お支払額合計 = 損害共済金 + 残存物取片付け費用共済金 + 特別費用共済金 + 地震火災費用共済金 + 失火見舞費用共済金 + 損害防止費用共済金 + 水道管凍結修理費用共済金 + 臨時費用共済金

残存物取片付け費用共済金（地震・噴火等除く）	損害の取片付け費用を損害共済金の10%までお支払いします。（実費が限度）
特別費用共済金（地震・噴火等除く）	損害割合が80%以上の場合、加入金額の10%をお支払いします。（1棟ごとに200万円が限度）
損害防止費用共済金	消火器具等を使用した場合、その費用をお支払いします。（実費が限度）
失火見舞費用共済金	隣家が類焼等を被った場合、1被災世帯当たり50万円をお支払いします。（1事故につき加入金額の20%が限度）
地震火災費用共済金（火災共済のみ）	加入物件が地震・噴火等が原因の火災により、半焼以上、または家具類等が全焼した場合、加入金額の5%をお支払いします。
水道管凍結修理費用共済金	水濡れ損を生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償します。（1事故につき10万円が限度）

特約

※ご契約内容確認欄③事項

■自動継続特約

毎年の更新手続きが不要となり、満了する契約内容と同内容で契約が自動継続される特約です。
(本特約を付帯した場合でも、掛金の納入は1年毎になります。)

■小損害実損填補特約

★地震・噴火等による損害に対しては対象外になります。

損害額30万円までの共済事故について、全額補償する特約です。(加入されている建物・家具類・小農具等ごとにそれぞれ計算します。)

特約を付帯する1建物の加入共済金額の合計が、

1,000万円以上必要となります。(共済責任期間が同一のものに限ります。)

◎特約にかかる掛金等の加算額 火災共済…860円 総合共済…2,360円

※自然災害による事故の場合は、損害額が1万円を超えた場合、対象となります。

※加入額を限度とします。

※特約を付帯しようとする建物が、他の建物保険に加入していると全額補償されない場合があります。

■臨時費用担保特約

★地震・噴火等による損害に対しては対象外になります。

1 臨時費用共済金

共済事故があった場合、損害共済金以外に、臨時費用共済金をお支払いします。

臨時費用共済金の給付割合は、10%、20%、30%の中から選べます。

臨時費用共済金=損害共済金×給付割合

支払限度額：250万円

2 死亡・後遺障害費用共済金

★自然災害による損害に対しては対象外になります。

加入物件の居住者が共済事故により200日以内に死亡、または後遺障害を被った時に、加入金額の30% (加入金額が再建築価額を超える時は、再建築価額) の金額をお支払いします。ただし、1回の共済事故で一人様あたり200万円が限度です。

■新価特約

共済目的に共済事故が発生したとき、建物や家具類・農機具を再建築・再取得するのに必要な額(新価額)を損害の額と認定して共済金を支払う特約です。

建物共済のご加入にあたって(重要事項説明書)

この説明書は、建物共済への加入にあたり、加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい契約上の重要事項を整理したものです。加入申込みの際よくご覧いただきますとともに、この説明書で分かりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧ください。か、農業共済組合にお問い合わせ願います。

1 建物共済に加入できる方

組合区域内に住所を有し、農作物共済・家畜共済・畑作物共済・果樹共済・園芸施設共済・収入保険に加入されている方、又は建物を所有する方で農業に従事する方です。

2 加入申込みと契約の成立

建物共済の契約は、加入される方が建物共済加入申込書(以下「加入申込書」といいます。)に、必要事項を記入して農業共済組合に申し込み、農業共済組合がその申し込みを承諾したときに成立します。

加入申込書には、事実をありのまま、正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる場合には、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特に留意願います。また、加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかに農業共済組合にご連絡ください。

3 損害共済金の算定

損害共済金は、損害の額を基に建物・家具類・小農具等(以下「建物等」といいます。)の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。

ただし、自然災害及び地震等による事故は建物総合共済への加入が必要です。また、地震等による事故の損害共済金の算定は、共済金額に一律50%を乗ずることになっています。

4 損害防止の義務

加入者は、加入した建物等についての通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。この努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差引くことがあります。

5 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1)共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2)共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- (3)農業共済組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

6 共済金をお支払いしない場合

- (1)次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
 - 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
 - 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
 - 事故の際の紛失又は盗難
 - 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
 - 地震等によって生じた損害(建物総合共済における地震事故及び建物火災共済)

共済責任期間(補償期間)について

- 共済責任期間は1年です。加入申込書に記載した共済責任開始日の午後4時から始まり、翌年同日の午後4時までです。
- 加入申込書に記載された共済責任開始日を過ぎて共済掛金等をお支払いいただいた場合の共済責任期間は、お支払日から1年となります。なお、この場合、共済掛金等のお支払前の事故については、共済金のお支払いはできません。

地地震火災費用共済金をお支払う場合は除きます。)

ク 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

(2)共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

ア 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合

イ 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ 共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合

7 ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく農業共済組合にご通知ください。

ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行います。変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)

- ①建物を譲渡する場合
- ②建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
- ③建物を30日以上無人又は空家にする場合
- ④建物が共済事故以外の原因により破損した場合
- ⑤共済目的を他の場所に転移する場合
- ⑥共済目的の危険が著しく増加した場合
- ⑦ご契約後に共済目的の価額が著しく減少した場合

8 個人情報の取扱い

加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、当組合が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という。)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、共済金支払責任の一部を全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」という。)の再共済に付しているため、当組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。

法令により必要と判断される場合、加入者・他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のため必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

9 その他の重要事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては、共済金等の支払額が削減されることがあります。

掛 金

共済金額 1,000万円当たりの掛金表 (1年間)

(単位：円)

構 造	臨時費用特約	火災共済			総合共済			
		普通物件 (住宅、物置等)	特殊物件一般 (事務所、神社等)	特殊物件割増 (料理飲食店等)	普通物件 (住宅、物置等)	特殊物件一般 (事務所、神社等)	特殊物件割増 (料理飲食店等)	
一般造 (木造等)	30%		8,700	15,700	37,800	31,500	38,500	60,900
		小損害	8,800	15,900	38,500	31,700	38,800	61,300
	20%		8,400	15,100	36,800	31,200	38,100	60,000
		小損害	8,500	15,300	37,100	31,300	38,200	60,300
	10%		8,000	14,300	34,800	30,600	37,300	58,600
		小損害	8,000	14,400	34,900	30,700	37,400	58,800
	なし		7,400	13,300	32,300	28,000	33,900	52,800
		小損害	7,400	13,300	32,300	28,000	33,900	52,800
耐火造 B (鉄骨造等)	30%		5,200	8,600	17,800	27,900	31,500	40,800
		小損害	5,200	8,800	18,400	28,100	31,700	41,100
	20%		5,000	8,400	17,500	27,700	31,100	40,300
		小損害	5,000	8,500	17,700	27,800	31,300	40,500
	10%		4,700	8,000	16,600	27,200	30,600	39,500
		小損害	4,800	8,000	16,600	27,300	30,600	39,600
	なし		4,400	7,400	15,400	25,000	27,900	35,800
		小損害	4,400	7,400	15,400	25,000	27,900	35,800
耐火造 A (鉄筋コンクリート造等)	30%		2,800	3,200	5,600	25,500	26,000	28,400
		小損害	2,900	3,300	5,700	25,700	26,200	28,600
	20%		2,700	3,100	5,500	25,300	25,700	28,100
		小損害	2,800	3,200	5,500	25,400	25,900	28,200
	10%		2,600	3,000	5,200	24,900	25,400	27,600
		小損害	2,600	3,000	5,200	25,000	25,400	27,700
	なし		2,400	2,800	4,800	22,900	23,300	25,300
		小損害	2,400	2,800	4,800	22,900	23,300	25,300
小損害実損填補特約加算額			白枠内の掛金に一律860円を加算			白枠内の掛金に一律2,360円を加算		

※白枠内の掛金は、小損害実損填補特約を付した場合の基本掛金となります。

普通物件・特殊物件一般・特殊物件割増の事例

※ご契約内容確認欄⑤事項

(1) 普通物件 (住宅に使用するもの又は附属するもの)			(2) 特殊物件一般 (専用住宅以外のもの)			(3) 特殊物件割増 (住宅以外で、危険性の高いもの)	
住宅	納屋	物置	併用住宅	店舗	共同作業場	料理飲食店	乾燥場
車庫	倉庫	農作業場	事務所	民宿	神社	火気または、可燃物を扱う工場	
土蔵	畜舎	アパート など	理髪店	寺院	幼稚園 など	(木材、化学製品等) など	

※使用状況により、左記区分に当てはまらない場合があります。
※特殊物件割増の場合、加入金額に制限がかかる場合があります。

一般造・耐火造B・耐火造Aの事例

※ご契約内容確認欄⑥事項

(1) 一般造

耐火造B、耐火造Aに該当しない建物。



(2) 耐火造B

- ①外壁のすべてが、コンクリート造 (ALC板を含む)、コンクリートブロック造、石造、レンガ造、または土蔵造である建物。
- ②鉄骨造建物で、外壁のすべてが不燃材料・準不燃材料で作られたもの、または不燃材料で被覆された建物。



(3) 耐火造A

- ①柱、梁 (はり) 床、屋根、小屋組みがコンクリート造で、外壁がコンクリート造、石造、レンガ造である建物。
- ②鉄骨造建物で、外壁すべてが不燃石こうボード (12mm以上) または、準不燃材料 (9mm以上) で被覆された建物。



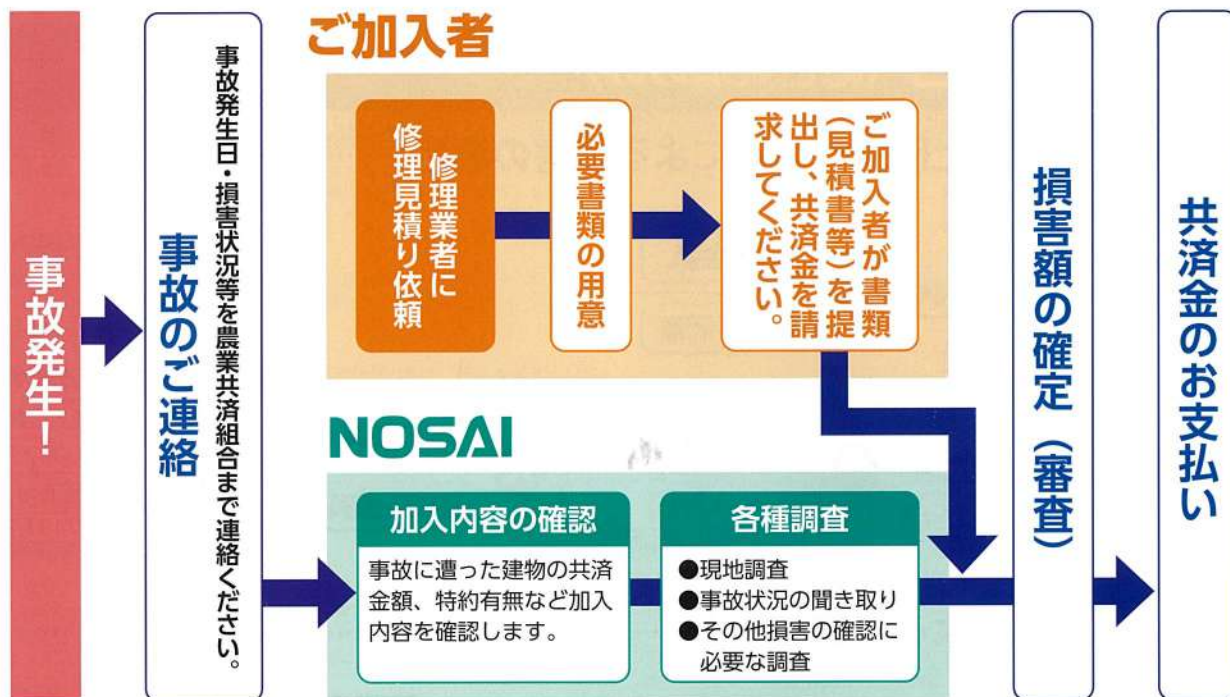
事故、契約内容の変更がございましたら、 すぐにNOSAIまでお知らせください。

ご注意ください!!

ご加入中の建物を譲渡し、引続き加入を継続される場合は速やかにご連絡ください。
また、相続等により譲り受けた場合は、譲受の事実が発生した日より**14日以内**に名義変更等の届出を申請してください。

※通知が遅れた場合や上記手続きをされていない場合、共済事故が発生しても損害共済金をお支払いできないことがあります。

●事故発生から共済金受取りまでの流れ



住宅修理サービス業者との トラブルに注意



「保険金が見える」「自己負担ゼロ」を強調して、自然災害による修理サービスの契約を勧誘する住宅修理業者とのトラブルが増加しています。こういった勧誘は、NOSAIとは全く関係ない第三者により行われているので、十分ご注意ください。怪しいと感じた場合は、業者と契約せず、まずはお近くのNOSAIまでご相談ください。

お問い合わせは、最寄りの農業共済組合まで

中部統括エリア	中部統括支所	TEL 049-235-8711	〒350-0011	川崎市大字久下戸3523-1
	東松山支所	TEL 0493-22-0655	〒355-0035	東松山市大字古凍28-1
	上尾支所	TEL 048-779-6911	〒362-0005	上尾市大字西門前523-1
北部統括エリア	北部統括支所	TEL 048-533-8030	〒360-0843	熊谷市三ヶ尻322
	秩父支所	TEL 0494-22-0647	〒368-0013	秩父市永田町1-8
	本庄支所	TEL 0495-21-0255	〒367-0046	本庄市栄3-8-20
東部統括エリア	東部統括支所	TEL 048-559-1588	〒361-0012	行田市大字下須戸913
	宮代支所	TEL 0480-32-1015	〒345-0831	宮代町大字須賀700-1
	越谷支所	TEL 048-965-7251	〒343-0011	越谷市増林2-82
	本所	TEL 048-645-2146	〒330-0835	さいたま市大宮区北袋町1-340